

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

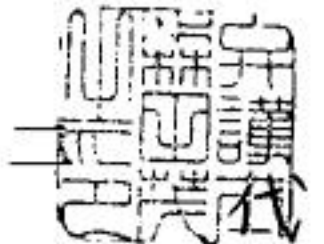
被告 社会福祉法人 S 会

準備書面(5)

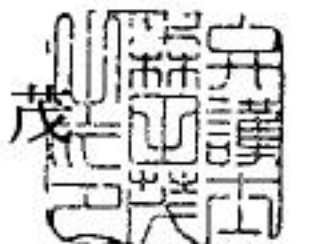
平成27年9月16日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 谷 雄



同 森 田



原告は、被告第3準備書面について、以下の通り主張する。

記

1. 服薬の記録

原告は早享の服薬の記録の提出を求めた。これに対して、被告からは乙第14号証が提出された。しかし、これは病院からの処方記録であり、処方された薬についての早享の服薬の記録ではない。そこで、改めて服薬の記録の提出を求める。

なお、厚生労働省の平成14年12月26日付通達「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について」の第3章第3節32(基準第43条)により指定施設は「健康管理の記録等」を「その完結の日から5年間備えておかなければならない」と定められている(甲第17号証)。そして、服薬の記録は当然「健康管理の記録」に含まれる。もし、被告が服薬の記録を作成あるいは保

管をしていないのであれば、上記通達に違反する可能性が高い。

2、議事録の黒塗りの部分

被告から提出された議事録（乙第13号証の1ないし3）の黒塗り部分について「本件事故と関連性がない」「他の利用者の個人情報も含まれる」と述べて開示を拒否している。

しかし、「本件事故と関連性がない」とは被告の主観的な判断である可能性がある。関連性の有無は微妙な判断であることも多いので、支障が無いなら開示すべきである。

また、他の利用者の個人情報については当該個人情報の部分（氏名・住所・電話番号など）の部分だけを黒塗りにすれば足りるはずであり、文章全体を黒塗りにする必要性はない。

よって、原告は、被告に対して、上記黒塗り部分のうち他の利用者の個人情報を除いた部分を開示するよう求める。

以上